

みんなで郷土をきれいにしましょう

町内の公共の場所にあるごみや雑草などを取り除く「郷土を美しくする清掃」を行います。

この清掃活動は、昭和45年から続く歴史ある取り組みです。私たちの住むまちを自分たちの手できれいにしましょう。

▼日時 6月1日(土) 9時～12時 ※雨天時は、6月15日(土)に延期します。

▼場所 塩屋海岸、北黒田・新立海岸、松前港内港、行政区の指定場所など

▼昨年の塩屋海岸の様子



※参加申し込みは不要です。町民課生活環境係

☎985-4117

国民年金の任意加入制度を知っていますか

老齢基礎年金を受給するには、国民年金保険料の納付済み期間や免除期間などが10年以上必要です。また、20歳から60歳までの40年分の保険料を納めなければ満額受給はできません。

60歳までに受給資格を満たしていない場合、納め忘れなどで納付済み期間が40年に満たない場合は、65歳になるまで任意加入することができます。保険料の納付方

法は、原則口座振替です。次の必要書類を持って窓口にお越しください。

▼必要書類 年金手帳、マイナンバーカード、預金通帳、口座の届出印

●松山西年金事務所国民年金課 町民課住民係 ☎925-5105 ☎985-4106

松前町の土地の面積が変わりました

国土地理院は、令和6年3月25日、全国都道府県市区町村別の面積を公表しました。これにより、令和6年1月1日時点の松前町の面積が、20.41km²から20.38km²に変更されました。

面積の変更など詳しくは、国土地理院のホームページ(右のQRコード)をご覧ください。



●総務課総務秘書係 ☎985-4100

6月1日は「人権擁護委員の日」 特設人権相談所を開設します

一人で悩まずお気軽にご相談ください。

▶日時 6月1日(土) 13時～16時 ▶場所 文化センター2階第1研修室 ●社会教育課人権教育係 ☎985-4137



飼い犬・飼い猫・地域猫が対象 不妊去勢手術費用を助成します

犬と猫の不必要な繁殖や、周囲に対する危害・迷惑を未然に防止することを目的に、不妊去勢手術の費用を助成します。繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術を検討しましょう。

▼助成対象

次の全てを満たすこと 1 愛媛県内の動物病院で、令和6年4月1日～7年3月31日に手術をしていること

2 飼い主は、町内在住で、動物取扱業を営んでいないこと

3 犬は、登録し、令和6年3月2日～7年3月31日に狂犬病予防接種を完了し、注射済票が交付されていること

4 町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと

5 町内で飼育している犬・猫か、保護した地域猫(特定の飼い主はしていないが、地域住民が共同で世話をしている猫)であること

▼申請方法

手術後、助成金交付申請書兼請求書に獣医師からの証明をもらって、町民課窓口へ直接提出してください(郵送不可)。

※申請書類は町ホームページ(次のQRコード)からダウンロードできるほか、町民課窓口にあります。必ず、記載上の注意事項を町ホームページで確認し、正確に入してください。

▼助成金額

飼い犬・飼い猫 2300円 地域猫 4000円

※助成金額を超える部分は自己負担となります。

▼受付期限 7年3月31日(月) ※予算額の上限に達した場合は、期限内でも締め切ります。



▼申請先・問い合わせ 町民課生活環境係 ☎985-4117

令和5年度フレッシュBOXに39件 貴重なご意見ありがとうございました

令和5年度中に、フレッシュBOX(意見箱)に寄せられたご意見やご要望は39件でした。

この制度は、町民の皆さんの町政に対するご意見から施策などを見直し、松前町をより暮らしやすい町にしていこうとするものです。寄せられたご意見には、担当課を通じて文書や電話などで可能な限り回答し、改善を目指します。

【5年度改善例】

(要望)冷房効果を上げるため、松前公園体育館卓球場の窓などを閉め切っているが、感染症予防のため換気をしてほしい。↓エアコンの設定温度を下げることも、出入り口などを解放して換気を行いました。

▼メール 町ホームページから各担当係宛に送信 ▼インターネット フレッシュBOX電子版(左のQRコード)から送信



今年も各地区で行います 町政懇談会

皆さんの声を聞かせてください

日程は回覧板を通じてお知らせしますので、確認してください。

今年もより多くの皆さんの参加をお待ちしています。

●総務課広報広聴係 ☎985-4132

受け付け中です 台湾東部沖地震救援金

役場1階ロビーに募金箱を設置しています。皆さんの温かいご支援をお願いします。

●総務課広報広聴係 ☎985-4132

▼フレッシュBOX



寄せられた意見の内訳

Table with 2 columns: Category and Count. Categories include Insurance/Medical/Welfare (8), Road/Waterway Improvement (2), Environment/Cleanliness (2), Education/Culture (0), Facility Management (6), Disaster (2), Window Correspondence (4), Other (15), Total (39).

●総務課広報広聴係 ☎985-4132

農業での野焼きにご理解を

【町民の皆さんへ】
廃棄物の焼却は法律で禁止されていますが、次のように農業を営むため、やむを得ないものは例外で認められています。
・稲わら、麦わらなどの焼却
・害虫駆除のための枯れ草の焼却

●野焼きの必要性

麦わらなどを焼却して田んぼにすき込むことにより、地力を高めて収穫量を向上させることを目的に行われています。特に本町で多い二毛作では、次の作物の播種までの期間が非常に短いことから、麦わらなどをより早く分解させるために野焼きを行い、すき込む必要があります。
町民の皆さんは、農業を営むためにやむを得ない野焼きに対して、ご理解をお願いします。



【農家の皆さんへ】
野焼きを行う場合は、次の点を守りましょう。

▼実施前

- 1 消防署に届け出をする(消防署が事前に知るためのもの)で、野焼きを容認するものではありません。電話・口頭も可能です。
- 2 周囲の住宅環境に配慮し、声掛けを行うなど苦情が出ないよう努め、目を離さず焼却できる体制を組む。
- 3 わらや草はよく乾燥させ、大量の煙が出ないように工夫する。
- 4 すぐに消火できるように水バケツ、消火器などを準備する。
- 5 風向きを十分考慮し、風が強い日や空気が乾燥している日は避ける。



▼実施中

強風の影響で周囲に影響が出始めた場合は中止する。

▼実施後

日中で作業を終わらせ、消火したことを必ず確認する。

◎産業課農業振興係

松前消防署
☎985-4119
☎984-3404

20歳以上の皆さんへ 成人歯科健診を受けましょう

成人の約80%がかかっているといわれる歯周病。初期は自覚症状が現れにくく、知らない間に進行していることもあります。早期発見・早期治療のため、年に1回は歯科健診を受けて、口の健康を守りましょう。

- ▼対象 町に住民登録のある20～74歳の人
- ▼受診期間 6月1日(土)～令和7年1月31日(金)
※年度で1回のみ
- ▼場所 松前町、伊予市、砥部町の協力歯科医院
- ▼料金 500円(受診時にお支払ください)

- ▼内容 むし歯、喪失歯の検査、歯周病スクリーニング検査(簡易な歯周ポケットの検査)、入れ歯の状態、口腔清掃状態の検査
- ※治療は含まれません。
- ▼申し込み方法 申込書を左記窓口提出するか、次のQRコードから申し込んだ後、協力歯科医院に予約を取って受診してください。

▼申込先・問い合わせ
健康課健康増進係

☎985-4118



歴史ロマンを感じて 歴史民俗資料室

文化センター3階にある「歴史民俗資料室」をご存じですか。

ここには、出作遺跡から出土した土師器、須恵器のほか、鉄器や石製模造品、横田遺跡や神崎遺跡から出土した縄文土器や弥生土器などたくさんのお宝を展示しています。

どなたでも無料で自由に観覧できます。ぜひお越しください。

●開館時間

9時～18時(年末年始を除く)



▲現在は、出作遺跡から出土した高杯を中心に展示しています。杯や脚の形、杯と脚の付き方などの違いを見て楽しんでください。



情報求む!

▲義農作兵衛像の出自を調べています。情報をお持ちの方は、社会教育課までご連絡ください。

◎社会教育課生涯学習係

☎985-4135

障がいがある人の 自動車税・軽自動車税(種別割)を免除します

▼対象 障がい者本人が所有する自動車(18歳未満の人または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持つている人は、その人と生計を一にする家族の所有車も含む)を次のいずれかの人が運転する場合 ※1台に限る。

- 1 障がい者本人
- 2 障がい者と生計を一にする家族
- 3 障がい者だけの世帯の、障がい者を常時介護する人

※対象となる範囲は左表の通り

▼申請に必要なもの

- 【共通】①減免申請書②各種手帳
- ③運転免許証(運転者のもの)
- 【軽自動車税のみ】①納税通知書②車両所有者の「マイナンバーカード」か「マイナンバー」が確認できる書類と本人確認書類(運転免許証など)

【自動車税のみ】①自動車検査証②本

人以外が運転する場合は①生計同一証明書か常時介護証明書②通学・通園・通所証明書、通院証明書か通勤・生業証明書(いずれも条件あり) ※戦傷病者手帳を持っている人はお問い合わせください。

▼申請期限
(自動車税) 5月24日(金)
(軽自動車税) 5月31日(金)
※郵送申請にご協力ください。

▼申請先・問い合わせ
(自動車税) ☎790-8502
(軽自動車税) ☎791-3192
松山市北持田町132番地
中予地分局 課税課自動車税担当
☎909-8754
(軽自動車税) ☎791-3192
松前町大字筒井631番地
松前町役場 税務課町民係
☎985-4110

◎身体障がい者手帳の区分

障がいの区分	本人が運転	生計同一者、常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能・言語障がい・そしゃく機能の障がい	3級 (喉頭摘出のみ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級・2級	
上肢機能移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい		1級・3級
じん臓機能障がい		1級・3級
呼吸器機能障がい		1級・3級
ぼうこう・直腸の機能障がい		1級・3級
小腸の機能障がい		1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～3級
肝臓機能障がい		1級～3級

◎療育手帳の区分 A判定
◎精神障がい者保健福祉手帳の区分 1級

健康(康)長寿の秘訣を学ぼう!

「いきいきセカンドライフ講座」参加者募集

医療・介護のスペシャリストが、健康長寿のコツを伝授します。いつまでも自分の好きな事をし続けたい人必見。この機会に生活の礎となる「健康」に目を向けてみませんか。

- ▼日時 6月11日、7月9日、9月3日、10月1日、11月12日、12月3日、令和7年1月14日、2月4日、3月11日(いずれも火曜日) 10時～11時30分
- ※受け付けは9時30分
- ▼場所 文化センター2階ふれあい展示室

▼対象 町内在住の65歳以上で、健康づくりに興味がある人

▼内容 ①元気な人の生活②在宅医療という選択肢③腰痛とうまく付き合うためには④介護保険制度⑤リズム体操⑥終活⑦お口の健康管理

- ▼定員 50人(定員になり次第締め切り)
- ▼参加費 無料
- ▼申し込み方法 電話申し込み
- ▼申込期限 5月31日(金)

▼申込先・問い合わせ

福祉課地域包括支援センター係
☎985-4205